

## 公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、令和6年能登半島地震に係る災害等準備金の追加拠出について、下記のとおり公告します。

令和7年8月20日

社会福祉法人大阪府共同募金会  
会 長 多 田 龍 弘

### 記

#### 1. 拠出の趣旨

令和6年能登半島地震の被災地においては、その後の大雨もあって現在も多くの市町村で災害ボランティアセンター等の活動が継続されている状況にある。

そのような状況の中、災害ボランティアセンターの運営において、これまでに全国の共同募金会から拠出された災害等準備金では資金が不足する見込みであるため、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人石川県共同募金会から追加拠出の要請があった。

社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンター運営のため、大阪府における災害等準備金を追加拠出した。

#### 2. 拠出先

社会福祉法人石川県共同募金会

#### 3. 拠出額

1,620,000円

(参考) 拠出済額：14,000,000円(令和6年3月)